

伊万里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 15 号

伊万里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊万里市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊万里市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。